

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別の事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要                  小紅渡船の運航及び管理業務                  &lt;運航業務&gt;                  ・契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで                  ・運航区間 (一)文殊茶屋新田線の長良川横断区間 118m                  岐阜市鏡島～一日市場                  ・運航日数 310日(月曜日、年末(12/29～31)を除く)                  悪天候、強風、増水時は臨時運休                  ・運航時間 4～9月 8:00～17:00                  10～3月 8:00～16:30                  ・搭載人員 大人8人(船頭を除く)                  ・船頭 4人がシフトを組んで運航                  通常日 1人体制                  繁忙日 2人体制(310日のうち12日)                  &lt;管理業務&gt;                  ・渡船場、船頭小屋、船舶及び救命胴衣等の日常的な維持管理                  ・緊急時における連絡体制の確立、訓練の実施                  ・渡船従事者の安全意識や危機管理意識の徹底</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明                  本契約は地方公共団体(岐阜市)を契約の相手方とするものである。                  県会計規則取扱要領第141条関係第1項第2号に規定する「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」として、第2項第13号で「国、地方公共団体その他の公法人から調達するとき。」が示されている。</p> <p>3 選んだ特定の相手先が契約相手として適當であることの説明                  小紅渡船の運航・管理は従前から岐阜市が請け負っており、渡船の運航体制と管理体制を確保して適正に業務を履行している。                  運航業務において、岐阜市は、長良川での操船の経験があり、渡船場の地形を熟知し、刻々と変化する水量や風速などの自然条件下で安全に船を操縦できる複数名の船頭を確保することが可能である。                  また、本業務を遂行するには、安全性の確保、危機管理の徹底などが必要不可欠であるが、岐阜市は緊急時における連絡体制の確立、訓練を実施するなど、管理業務においても実績やノウハウを活用することで、業務を確実に履行することができる。                  このため、渡船の運航・管理という特殊性のある業務を履行することができる岐阜市を契約の相手方とする。</p>